

**パッケージソフトウェア品質確認のための
JIS X 25051 に基づく審査基準**

平成 25 年 6 月 12 日



独立行政法人 情報処理推進機構
Information-technology Promotion Agency, Japan

目次

1. 用語.....	1
2. パッケージソフトウェア品質認証制度とは.....	2
3. 審査基準の考え方.....	4
4. 審査基準.....	7
4.1. 審査基準のスコープ.....	8
4.2. 製品説明に関する審査基準.....	11
4.3. 利用者用文書に関する審査基準.....	15
4.4. 試験文書に関する審査基準.....	19
4.5. 別表.....	25
5. 審査実施にあたっての考慮事項.....	30
5.1. 審査レベルの検討.....	30
5.2. 審査レベルの審査への適用.....	32
5.3. 審査の実施項目.....	33
6. 参考資料.....	34
6.1. JIS X 25051 について.....	34
6.2. 参考文献.....	36
6.3. 審査基準策定メンバ.....	37

パッケージソフトウェア品質確認のための JIS X 25051 に基づく審査基準

2013 年 6 月 12 日

独立行政法人情報処理推進機構

© Information-technology Promotion Agency, Japan 2013

1. 用語

本書では、下記の用語を用いる。

- **製品** ソフトウェア、及びソフトウェアを組み込んだ機器、又はそれらを使用したサービス。
- **システム** 複数の製品を組み合わせて何らかの機能を提供するシステム。
- **供給者** 製品・システムの供給者。第一者ともいう。
- **利用者** 製品・システムの利用者。第二者ともいう。
- **独立（性）** 組織・要員と他の組織・要員の関係において、財政的・精神的に依存していないこと。
- **第三者** 利用者、供給者とは独立な組織・要員。
- **公正（性）** 判断や処理等が偏っていないこと。
- **個別制度** 本ガイドラインに沿って開発された個々の制度。個別制度であることが明確な場合、単に制度ということがある。
- **制度責任主体** 個別制度の企画、開発及び運用および改善に対して責任を持つ組織。
- **制度構成要素** 個別制度の企画、開発及び運用および改善を担う、制度責任主体とは異なる組織。
- **審査** 要求事項が満たされている程度を評価するために、記録、事実表明又は他の関連情報を収集し、客観的に評価する行為。書類審査、製品・システム審査、試験・検証、現地審査、ヒアリング等を含む。
- **審査基準** 審査のよりどころ。
- **判定** 審査の結果などに基づいて、製品・システムや供給者が個別制度の要求している事項を満足しているかどうかの適否を決めるための行為。
- **製品説明** ソフトウェアの特徴を記述した文書。この文書の主な目的は、潜在取得者がソフトウェアを購入する前に、そのソフトウェアが自分たちに適しているかどうかを評価するのを支援することである。
(JIS X 25051:2011)
製品カタログや製品 Web サイト等の表示、製品の外装表示等が該当する。
- **利用者用文書** 利用者がそのソフトウェアを利用するのに必要なすべての情報を提供する文章をいう。通常、1冊以上の文書の形で、ソフトウェアと一緒に梱包されており、パッケージを購入しなければ、その内容を見ることができない。(JIS X 0151:1989)
取扱説明書、製品マニュアル、オンラインヘルプ等が該当する。
- **試験文書** 試験活動に固有の文書の集合。試験計画書、試験説明、試験結果を含まなければならない。(JIS X 25051:2011)

2. パッケージソフトウェア品質認証制度とは

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 技術本部 ソフトウェア高信頼化センター¹ (SEC) では、「ソフトウェアが重要な機能の実現に関わる製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性や安全性等に関する品質について、供給者が利用者に示す説明が適切であることを、第三者が基準に照らして確認し、第三者ならびに供給者がその結果を利用者に分かりやすく提供する制度」の検討を行い、その結果を、「製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性・安全性等に関する品質説明力強化のための制度ガイドライン^[1] (通称: ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン、以下、本書では「制度ガイドライン」と略す)」としてまとめた。

「パッケージソフトウェア品質認証制度 (略称: PSQ 認証制度)」は、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会² (CSAJ) が運営・推進するパッケージソフトウェア製品の品質に関する認証の仕組みで、制度ガイドラインに基づく制度である。

PSQ 認証制度では、JIS X 25051:2011「ソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) – 商用既製 (COTS) ソフトウェア製品に対する品質要求事項及び試験に対する指示」^[3] の要求事項に基づき以下の事項を確認することで、パッケージソフトウェア製品の品質の認証を行うものである。

- 利用者、利用状況、利用目的、制約条件と、それに基づく品質目標
- 製品説明、利用者用文書、試験文書の各文書の品質 (文書の記載内容)
- 製品の機能に関する、製品説明、利用者用文書、試験文書の各文書の記述要素間の対応関係 (文書間のトレーサビリティ)

¹ 「ソフトウェア・エンジニアリング・センター」から名称変更。(2013年6月1日)

² 1982年に設立されたソフトウェア製品の開発販売等事業者の業界団体。「コンピュータソフトウェア製品に係わる企業が集まり、ソフトウェア産業の発展に係わる事業を通じて、我が国産業の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること」を目的としている。業界活動や各種の調査・研究活動の他に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) よりプライバシーマーク審査機関の指定を受けて審査業務を行っている。また、CAD、および財務会計ソフト分野についての、ソフトウェア・IT利用技術者育成とソフトウェアの普及・啓発に寄与する資格認定制度 (CAD 利用技術者試験制度、会計ソフト実務能力試験) も日本全国にて構築・運用している。Computer Software Association of Japan (<http://www.csaj.jp/>)

PSQ 認証制度の概要を図 1 に示す。



図 1 PSQ 認証制度の概要

その他、PSQ 認証制度の詳細については、「パッケージソフトウェア品質認証制度 申請者ガイドブック^[2]（以下、本書では「PSQ 認証ガイドブック」と略す）」を参照されたい。

本書は、制度ガイドラインに示されている審査基準の考え方に従い、パッケージソフトウェア分野を対象として策定を行った審査基準の事例を示すものであり、CSAJ が制度ガイドラインと本書を用いて、審査基準を策定し、PSQ 認証制度において使用することを想定している。

3. 審査基準の考え方

制度ガイドラインでは、審査基準は、（当該製品・システムの分野で既に使用されている）ISO、IEC、JIS等の標準（規格）に基づくことが望ましいとしている³。

a) 審査基準の策定にあたり、最初に検討すべき事項

審査基準の策定にあたり、最初に検討すべき事項は、以下のとおりである。

1. 対象とする製品・システムの範囲を明確にすること
その制度が対象としている製品・システムの定義を行い、審査基準に明記する。
2. 対象とする製品・システムの品質の範囲を明確にすること
その制度が対象としている製品・システムの品質の定義を行い、審査基準に明記する。
3. 1.と2.の各範囲において必要となる審査内容を含むこと
対象としている製品・システムや品質に応じて、審査項目、審査観点、審査方法等を検討し、審査基準に明記する。
4. 1.と2.の各範囲において、適切なコストで審査ができる内容であること
多大なコストを要するような試験を行わないと審査ができない、ということでは実際に審査を行うことができない。現実的に対応可能なコストの範囲における審査の内容を検討する。
5. 審査基準に記載される内容は具体的かつ明確であること
曖昧でどのようにも解釈可能な記載のされた審査基準は審査の際に混乱を招く。審査基準の内容は具体的かつ明確に記載し、確実な審査が行えるようにする。
6. 特定の審査内容について、推奨する審査方法等があれば記載すること
ソフトウェアの機能や、品質の特性によっては推奨される試験等が既にある場合もある。このような場合には具体的に記載し、確実な審査が行えるようにする。

³ 制度ガイドライン「3.5. 審査基準の策定と審査の実施 A) 審査基準の基本的な考え方、B) 審査基準策定における考慮事項」（15～16 ページ）参照。適当な標準（規格）がない場合には、製品・システムの分野で独自に定めた基準や規定に基づき審査基準を策定することもできるが、この場合は、策定した審査基準の公正性が説明できることが必要である。

b) 審査基準の策定方法

図 2 に審査基準の策定の方法を示す。図では A から E の 5 通りの策定の考え方を示している。それらについて以下に説明する。

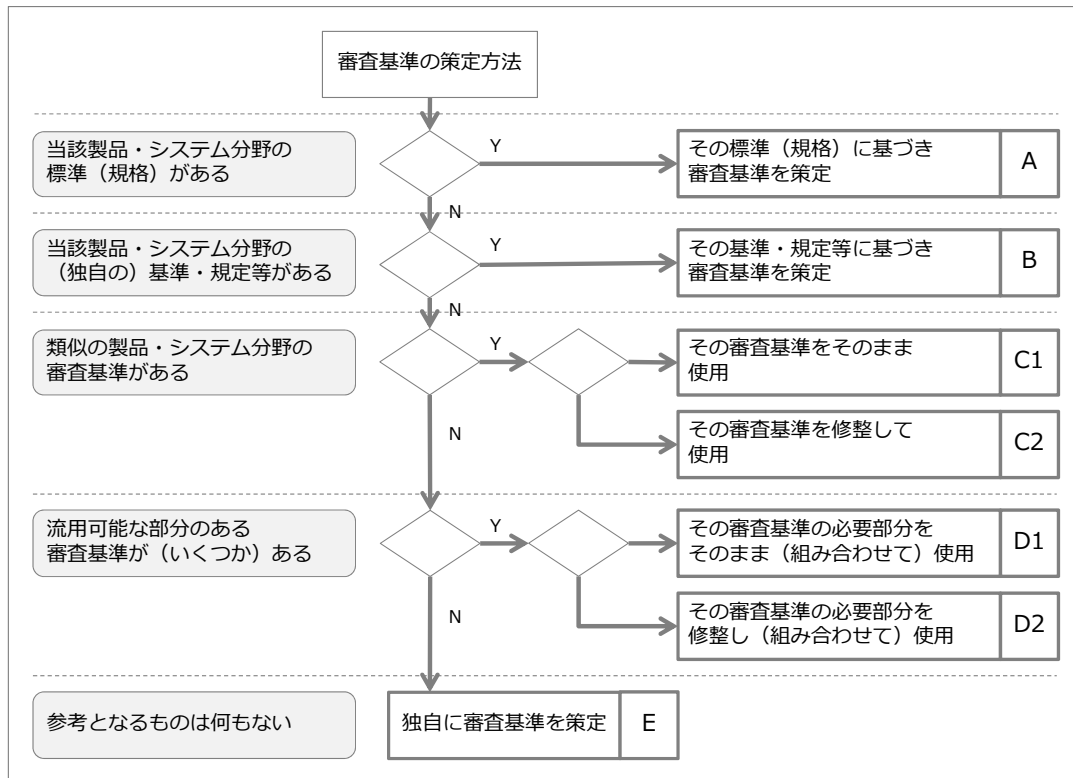


図 2 審査基準の策定方法

- A. （当該製品・システムの分野で使用されている）ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）がある場合は、その標準（規格）に基づき審査基準を策定する。
- B. （当該製品・システムの分野で使用されている）ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）はないが、その分野で独自に定めた基準や規定がある場合は、その基準や規定に基づき審査基準を策定する。
- C. （当該製品・システムの分野で使用されている）ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）はないが、類似の分野の審査基準がある場合には、その審査基準をそのまま使用（流用）する（C1）か、修整して使用する（C2）。
- D. （当該製品・システムの分野で使用されている）ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）はないが、他の分野に流用可能な部分をもつ審査基準がある場合には、その審査基準の必要部分をそのまま（いくつか組み合わせ）て使用（流用）する（D1）か、修整したものを（いくつか組み合わせ）て使用する（D2）。
- E. 参考となるものが何もない場合には、独自に考えて審査基準を策定する（C.と D.の場合において不足する部分が生じた場合も同様）。

類似の／他の製品・システムの分野を参考とする場合（上記 C.から E.）について、以下に留意点を示す。

- 審査基準はない／公開されていないが、ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）は既にある場合には、その標準（規格）に基づき審査基準を策定することになる。
- 審査基準はあるが、ISO、IEC、JIS 等の標準（規格）ではなく、その分野独自の基準や規定に基づいている場合は、その審査基準の公正性についての確認が必要である。

本書で示す審査基準は、A.の方法にて策定を行った。具体的には、JIS X 25051:2011 に示されている要求事項を審査可能なレベルまで詳細化を図ることで策定した。

c) 審査基準の維持と管理

審査基準は適切に版管理を行い、改訂が行われた際は速やかに関係者に伝達する仕組みと、以前の版の審査基準で行った審査の結果の取り扱い方法（適合等に関する証書等の有効性を含む）を定義する。

審査基準は公開し、公開された情報に対する意見等は、必要があれば審査基準の改訂に利用する。審査基準は制度の規定に従って適切なタイミングで改訂する等、継続的に改善する。

審査基準の修正や改訂にあたっては以下の事項に留意する。

- 製品・システムに利用する技術の変化・進歩等への対応
PSQ 認証制度の場合は、JIS X 25051（ISO/IEC 25051）に基づく審査基準を用いるので、これらの標準（規格）が改訂された場合には速やかに対応方針を検討し、必要に応じて審査基準の改訂を行う。
- 制度責任主体、各制度構成要素、供給者からの情報の反映
必要に応じて、改訂等の対応を検討する。
- 利用者からの利便性や障害に関する情報の反映
必要に応じて、改訂等の対応を検討する。
- 修正や改訂の頻度
審査基準の頻繁な修正や改訂は、審査に混乱等の影響を招く可能性がある。
依拠する標準（規格）が改訂されたり、審査基準に重大な齟齬が見つかった場合には、速やかに改訂等の対応を行うことが必要だが、それ以外の場合については、過去の審査結果への影響等も考慮した頻度で修正や改訂を行う。

4. 審査基準

本章では、「パッケージソフトウェア品質確認のための JIS X 25051 に基づく審査基準」の例を示す。審査基準は、「スコープ」、「製品説明」、「利用者用文書」、「試験文書」の4つのパートで構成されている。

また、この審査基準に従って実際にパッケージソフトウェア製品の審査活動を行う際に、審査を受ける者が予め整理を行うべき資料を別表 1~4 に示す。

なお、次ページ以降に示す審査基準の「特記事項等」の欄に、「申請書中の」という記載の含まれる審査項目がいくつかあるが、これは、PSQ 認証制度において認証審査の受審を希望する申請者が、認証申請の際に提出する資料である別表 1 を意味している。

具体的には、認証審査の受審の対象となるパッケージソフトウェア製品について、適切な粒度で機能を網羅的に抽出し、かつ、特に重要と思われる機能（重要機能）を識別し、その全ての機能と重要機能が、製品説明、利用者用文書、試験文書の各文書のどこに記載されているかを整理したものである。

また、審査基準の中に記載されている項目番号は、PSQ 認証ガイドブックの箇条番号と一致しているので、そちらも併読されたい。

4.1. 審査基準のスコープ

本審査基準のスコープを表 1 に示す。

表 1 本審査基準のスコープ

対象とする製品・システムの範囲
<p>本審査基準が対象とする製品・システムは、次のとおりである。</p> <p>単独の製品としてパッケージ化されて流通しているソフトウェア製品。ここでいうソフトウェア製品には以下を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品説明（全ての外装表示、データシート、ウェブサイト情報等を含む） ● 利用者用文書（ソフトウェアのインストール及び使用の際に必要な） ● コンピュータで処理できる媒体（ディスク、CD-ROM、インターネットからのダウンロード等）に入っているソフトウェア <p><特記事項等></p> <p>本審査基準では、ソフトウェア製品に関する開発プロセス、開発管理は対象としない。</p>
対象とする製品・システムの品質の範囲
<p>本審査基準が対象とする製品・システムの品質の範囲は、次のとおりである。</p> <p>JIS X 0129-1:2003（ソフトウェア製品の品質－第 1 部：品質モデル）に規定されたソフトウェア品質特性（内部品質、外部品質、利用時の品質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部品質、外部品質（主特性と副特性（括弧内）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能性（合目的性、正確性、相互運用性、セキュリティ、機能性標準適合性） ソフトウェアが、指定された条件の下で利用されるときに、明示的及び暗示的必要性に合致する機能を提供するソフトウェア製品の能力。 ・ 信頼性（成熟性、障害許容性、回復性、信頼性標準適合性） 指定された条件の下で利用するとき、指定された達成水準を維持するソフトウェア製品の能力。 ・ 使用性（理解性、習得性、運用性、魅力性、使用性標準適合性） 指定された条件の下で利用するとき、理解、習得、利用でき、利用者にとって魅力的であるソフトウェア製品の能力。 ・ 効率性（時間効率性、資源効率性、効率性標準適合性） 明示的な条件の下で、使用する資源の量に対比して適切な性能を提供するソフトウェア製品の能力。 ・ 保守性（解析性、変更性、安定性、試験性、保守性標準適合性） 修正のしやすさに関するソフトウェア製品の能力。修正は、是正若しくは向上、又

は環境の変化、要求仕様の変更及び機能仕様の変更にソフトウェアを適応させることを含めてもよい。

- ・ 移植性（環境適応性、設置性、共存性、置換性、移植性標準適合性）

ある環境から他の環境に移すためのソフトウェア製品の能力。

備考：環境には組織、ハードウェア又はソフトウェアの環境を含めてもよい。

- 利用時の品質

- ・ 有効性

利用者が指定された利用の状況で、正確かつ完全に、指定された目標を達成できるソフトウェア製品の能力。

- ・ 生産性

利用者が指定された利用の状況で、達成すべき有効性に対応して、適切な量の資源を使うことができるソフトウェア製品の能力。

備考：資源には、作業を完了するまでの時間、利用者の労力、材料又は使用した費用を含めることができる。

- ・ 安全性

利用者が指定された利用の状況で、人、事業、ソフトウェア、財産又は環境への害に対して、容認できるリスクの水準を達成するためのソフトウェア製品の能力。

備考：リスクは、一般に、機能性（セキュリティを含む）、信頼性、使用性又は保守性の欠陥の結果である。

- ・ 満足性

指定された利用の状況で、利用者を満足させるソフトウェア製品の能力。

備考：満足性は、製品を対話的に利用したときの利用者の反応であり、製品の利用を含む。

<特記事項等>

本審査基準における各品質特性の扱いは、JIS X 25051:2011 に従う。

審査内容（審査項目、審査観点、審査方法等）

本審査基準を用いた審査では次の事項を実施する。

- ソフトウェア製品の確認

- ・ 審査の対象となるソフトウェア製品の供給者、名称、版番号、提供形態等を確認すること。
- ・ 審査の対象となるソフトウェア製品の想定利用者、想定利用目的、想定利用状況、利用にあたっての制約事項等が適切かを確認すること。
- ・ 審査の対象となるソフトウェア製品の影響レベルが適切かを確認すること。

- 審査対象文書の確認

- ・ 審査の対象となるソフトウェア製品の製品説明、利用者用文書、試験文書が網羅的に抽出されていること。
- 製品説明、利用者用文書の確認
 - ・ ソフトウェア製品の機能が各文書に適切に記載され、JIS X 25051 の要求事項を満たしていること。
- 試験文書の確認
 - ・ ソフトウェア製品の機能に関する試験文書があり、試験結果が記載され、JIS X 25051 の要求事項を満たしていること。
- 製品説明、利用者用文書、試験文書の関係性の確認
 - ・ ソフトウェア製品の機能が各文書間で追跡可能であること。

<特記事項等>

(なし)

4.2. 製品説明に関する審査基準

製品説明に関する審査基準を表 2 に示す。

表 2 製品説明に関する審査基準

No.	審査基準項目	特記事項等
8.3 製品説明の文書としての審査基準		
8.3.1 製品説明の可用性		
1	購入予定者や利用予定者が必要な時に入手・参照できること。	入手方法が記載されていること。
2	紙媒体の場合、販売店で入手可能であること、あるいは販売会社から取り寄せができること。	紙媒体の提供有無を確認し、提供している場合には、販売店または販売会社が記載されていること。
3	Web ページの場合、URL から参照可能であること。	Web ページの提供有無を確認し、提供している場合には、URL が記載されていること。
4	電子媒体の場合、Web の URL から参照可能か、ダウンロードが可能であること。	電子媒体での提供有無を確認し、提供している場合には、URL が記載されていること。
5	電子媒体の場合、当該媒体を参照する手段が利用可能であるか（文書閲覧ソフトなど）、一般的な Web ブラウザで参照可能であること。	電子媒体での提供有無を確認し、提供している場合には、ドキュメント形式（Web ページや PDF）が記載されていること。
6	製品説明の利用に当たって、購入予定者や利用予定者が不便を強いられないこと。	製品説明の入手や利用に当たり、購入予定者や利用予定者の側の時間的制約や環境的制約が大きくないこと（例：入手が困難であったり、ドキュメントの参照に有償のソフトウェアが必要であったりしないこと）。
8.3.2 製品説明の識別情報および表示方法		
1	製品説明の識別ができる。	製品説明に製品名や版数（バージョン）が記載されていること。
2	製品の識別情報が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品に製品名や版数（バージョン）が記載されていること。 ● 製品説明の製品名や版数と一致していること。
3	開発元や販売元が記載されている。	開発元や販売元について、製品説明とパッケージソフトウェアの記載が一致し

No.	審査基準項目	特記事項等
		ていること。
4	製品が提供するサービスが記載されている。	
5	環境に関する要件が記載されている。	
6	外部要件が記載されている。	
7	動作条件が記載されている。	
8	外部インターフェースが記載されている。	
9	サポートや保守サービスに関する事項が記載されている。	
8.3.3 製品説明の記載内容		
1	特に強調したい品質について、購入予定者や利用予定者に伝わる形で明記されていること。また、購入予定者や利用予定者が、自分の要望を満たすに足るものかどうか評価できる形で明記されていること（具体的には、本節 8.4「製品説明の記載内容に対する審査基準」以降を参照のこと）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 強調したい機能や品質に関する記載が存在し、製品説明中にその内容が記載されており、一致していること。 ● 購入予定者または利用予定者の記載、およびその予定者を想定した要望と、要望に対する製品説明の該当箇所を説明した記載が存在すること。
2	評価版やデモ環境、あるいは製品導入後に、記載内容が事実であることを検証できること。	強調する品質についての記載事項に該当する製品のスクリーンショットまたは製品の測定データが存在し、記載事項と一致していること。
8.4 製品説明の記載内容に対する審査基準		
8.4.1 機能性		
1	エンドユーザが呼び出すことができる製品機能の概要が記載されている。	
2	安全性、もしくはビジネスリスクに影響のある機能がある場合、それが記載されている。	
3	品質特性のうち「機能性」に該当する事項がある場合、各副特性も考慮して記載されている。	
4	許可のないアクセスを防止する機能を備えている場合、それが記載されている。	
5	利用者に影響を与える制限事項がある場合、それが明記されている。	
6	ソフトウェアを構成する要素が選択可能な場合、それが明記されている。	
8.4.2 信頼性		
1	エラー発生時の運用・操作の継続性が記載さ	

No.	審査基準項目	特記事項等
	れている。	
2	データの退避手順、復元手順が記載されている。	
3	品質特性のうち「信頼性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	
8.4.3 使用性		
1	ユーザインタフェースの種別が記載されている。	
2	アクセス容易性を考慮した製品の場合、アクセス容易性について記載されている。	
3	使用および運用操作に必要な知識が明記されている。	
4	設定の変更やカスタマイズができる場合、その手順や使用するツールについて記載されている。	
5	著作権の保護が施されており、それが使用性を損ねる場合は、著作権保護に関する事項が記載されている。	
6	品質特性のうち「使用性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	
8.4.4 効率性		
1	品質特性のうち「効率性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	
8.4.5 保守性		
1	運用時・利用時の保守に関する情報が記載されている（監視項目など）。	
2	品質特性のうち「保守性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	
8.4.6 移植性に関する審査基準		
1	製品を動作させるための構成や、使用可能な構成が記載されている。	
2	インストール手順に関する情報が記載されている。	

No.	審査基準項目	特記事項等
3	品質特性のうち「移植性」に該当する事項がある場合、各副特性を考慮して記載されている。	
8.4.7 利用時の品質		
1	利用時の品質について、具体的な利用状況などを考慮して記載されている。	
2	試験報告への参照が記載されている。	利用状況における有効性や生産性、安全性や満足度に関する試験または評価が認識できること。

4.3. 利用者用文書に関する審査基準

利用者用文書に関する審査基準を表 3 に示す。

表 3 利用者用文書に関する審査基準

No.	審査基準項目	特記事項等
9	利用者用文書（ユーザマニュアルなど）の審査基準	
9.4	利用者用文書の審査基準の詳細解説	
9.4.1	完全性	
1	「9.3 利用者用文書に記載する内容および 付帯物（PSQ 認証ガイドブック参照）」中 の必須項目を全て記載してあること。	
2	製品説明に記載してある全ての機能につい て記載してあること。	申請書中の機能一覧と、利用者用文書お よび製品説明中の機能に過不足がないこ と。
3	製品説明に記載してある全ての制限事項につ いて記載してあること。	製品説明に記載されている制限事項が網 羅されていること。
4	利用者が呼び出せる全ての機能について記 載してあること。	
5	信頼性の特性と内容、および障害発生時の 対処法について記載してあること。	信頼性に関する以下の状況での対処法に ついて記載されていること。 ● 不正な入力データの制御機能やメッ セージ ● 操作誤りや何らかの障害によるデー タ喪失 ● データ量の許容件数や処理時間など の性能値 ● 障害発生時の対処方法などの障害許 容性や回復性
6	ソフトウェアの故障や停止を引き起こすよ うなエラーと故障の一覧が記載されている こと。	エラーや障害発生時のメッセージについ て、内容の識別が可能な記載となってい ること。
7	操作や処理業務の終了時にデータが消失す るような条件について記載してあること。	
8	データのバックアップと復元手順について 記載してあること。	
9	重要な機能について、操作方法はじめ全て の必要な情報について記載してあること。	上記 5～8 に関して、重要なソフトウェ ア機能（その故障が安全性に影響を及ぼ

No.	審査基準項目	特記事項等
		すことがある機能、又は大規模な金銭上の損失若しくは社会的損失を起すことがある機能) が存在する場合、操作方法や参照情報について記載されていること。
10	ソフトウェアのインストールに必要なディスク容量の最小値と最大値を記述してあること。	
11	ソフトウェアの管理機能についても、利用者が実行できるように、注意事項なども含めて必要な操作方法などが記載してあること。	
12	利用者がソフトウェアの管理機能を実行したさい、正常終了したことを確認するための手順や方法を記載してあること。	
13	利用者用文書の全ての分冊の構成と、それぞれの文書の関係や用途について、いずれかの文書に記載してあること。	
9.4.2 正確性		
1	利用者用文書の記載内容と、検査完了後のプログラム動作や表示、操作方法などが一致していること。	申請書中に記載の確認方法と、添付の記録文書に相関性があること。
2	外部の情報を記載した場合には、出典が具体的かつ正確であり、出典をたどることができること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されており、一致していること。
3	文章表現のうえで、「～かもしれません」「～なるでしょう」などの、あいまいな表現がないこと。	
4	数値の記載については、「大きい」「少ない」「大量」などの漠然とした言葉の表現でなく、数字を使用した表現であること。	
9.4.3 一貫性		
1	製品説明に記載した内容と、利用者用文書の記載内容が一致していること。	申請書中に記載の確認方法と、添付の記録文書に相関性があること。
2	利用者用文書を構成する各印刷物や、電子ファイル、オンラインヘルプなどで記載内容が一致していること。	

No.	審査基準項目	特記事項等
9.4.4 理解性		
1	当該製品を利用すると想定されるエンドユーザが理解できる用語や表現で記載していること。	申請書中に、想定エンドユーザ集団と専門用語の参照先または一覧が存在し、相関性があること。
2	用語に複数の意味がある場合や意味する範囲が一般と異なる場合は、用語の一覧などで当該製品での意味合いを説明していること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
3	例えば建築家を対象とする製品など、特定の専門家がエンドユーザとなる場合は、その専門家たちが理解できる用語や表現を使っていること。	
4	利用者用文書を構成するそれぞれの文書の一覧を作成したうえで、それを使う場面、使い方、目的を利用者にわかりやすいように説明していること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
9.4.5 習得性		
1	エンドユーザがソフトウェアの使用方法を習得できるように説明されていること、あるいは、ソフトウェアの使用方法を習得できるような教材が用意されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。 ● 教材の添付文書が存在する場合、使用方法を習得するための文書として位置付けられているものであること。
2	エンドユーザが習得しやすいように、マニュアルや教材の利用方法が説明されていること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
3	エンドユーザが習得する上で必要となる用語が説明されていること。	
4	他のマニュアルや教材などの参照箇所などを記載することで、使用方法を習得しやすいように考慮されていること。	
9.4.6 運用操作性		
1	マニュアルを PDF などの電子ファイルで提供するような場合には、印刷ができるかどうかを記載していること、また印刷できる形式になっている場合は、印刷するための手順などを記載していること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。

No.	審査基準項目	特記事項等
2	印刷方法を記載すること。印刷に必要なソフトがあれば同梱するか、入手方法を記載してあること。	申請書中の記載項目について、利用者用文書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
3	カード形式や早見表（クイックリファレンス）などの形態になっていない文書であれば、目次や索引、項目一覧などを付記してあること。	
4	エンドユーザになじみのないコンピュータ用語や専門用語など、一般的ではない用語については用語解説を提供していること。	
5	用語を略して記載している場合は、略語の定義を記載してあること。	

4.4. 試験文書に関する審査基準

試験文書に関する審査基準を表 4 に示す。

表 4 試験文書に関する審査基準

No.	審査基準項目	特記事項等
10.1 試験文書の概要		
10.1.2 試験文書を構成する3種類の文書概要		
	試験文書として、下記4点が提出されていること。	以下1~4に示した4点に相当する文書が存在すること。
1	試験文書を構成する文書の一覧	文書の一覧中に、提出された文書が「試験計画」「試験説明」「試験結果」のいずれであるかの記載があること。
2	試験計画	文書一覧中に記載された試験計画文書が存在すること（試験計画に下記項目を含むこと）。 <ul style="list-style-type: none"> ● 試験対象または範囲 ● 試験レベル （単体テスト、システムテスト） ● 試験の合否判定基準 ● 試験環境 ● 試験工程
3	試験説明	文書一覧中に記載された試験説明文書が存在すること（試験説明に下記項目を含むこと）。 <ul style="list-style-type: none"> ● 試験対象機能 ● 試験条件（事前準備事項） ● 試験手順 ● 期待結果
4	試験結果	文書一覧中に記載された試験結果文書が存在すること（試験結果に下記項目を含むこと）。 <ul style="list-style-type: none"> ● 試験結果一覧（合否結果一覧） ● 試験結果報告 実施日または実施版数、および実施結果が含まれていること。 ● 不具合状況一覧 ● 不具合報告

No.	審査基準項目	特記事項等
10.2 試験文書全体の概要と審査基準		
10.2.1 試験文書の目的		
1	試験文書を通し、製品説明や利用者用文書に記載されている内容や、品質要求事項に含まれる事項が全て確認されたかを実証できること。	試験文書の審査全体を通じて確認する。
10.2.2 試験文書の一貫性		
1	試験文書の記載内容に偽りや誤りがなく、正確性が確保されていること。	本審査項目を確認中に、正確性や一貫性に関する質問事項が発生した場合、その回答により質問事項が解決すること。 質問事項となる例： ● 「試験計画」「試験説明」「試験結果」間での実施項目が一致していない場合 ● 同一の事項について異なる記載が認められた場合
2	試験設計の根拠や文書の参照関係などを参考にして各文書の一貫性を検証できること。	
3	試験文書の記載内容、関連する製品説明や利用者用文書、仕様書との間で一貫性が確保されていること。	
10.2.3 試験文書全体に共通する文書管理用の項目		
	提出が必要な試験文書にはそれぞれ下記項目が明記されていること。	提出された全ての文書で以下を満たすこと。
1	文書名	<ul style="list-style-type: none"> ● 文書一覧に記載された文書名と一致していること。 ● 文書名が（完全には）重複していないこと。
2	識別子	識別子として下記項目を含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 管理番号または版番号 ● 発行日
3	改版履歴	改版履歴欄が存在し、下記項目を含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 日付 ● 担当者名 ● 内容
4	試験文書内で参照している文書の識別子	試験文書内で他の文書を参照している場合には、下記項目を含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 文書名 ● 管理番号または版番号
5	文書の作成者、作業実施者	文書の作成者または作業実施者が記載されていること。

No.	審査基準項目	特記事項等
6	(任意項目) 用語集	
10.3 試験計画に対する審査基準		
10.3.1 試験計画に含まれる内容		
<試験の目的に対する審査基準>		
1	製品説明やソフトウェアに対する品質要求事項で挙げた品質要求事項、または利用者用文書に記載された各機能が、少なくともひとつの試験の対象や目的として設定されていること。	別表1（例示）に示す形で、試験対象と試験項目の関係が記載されていること。
2	ソフトウェアに対する品質要求事項で挙げた品質要求事項のいずれかが何らかの理由により適用できない場合は、その理由が明示されていること。	申請書中の試験対象にできない品質特性の有無を確認し、有する場合にはその理由が記載されていること。
3	利用者用文書から参照されてテストの目的が設定された場合、パッケージソフトウェア製品が利用者用文書の記述に適合していること。	別表1（例示）中に、利用者用文書中の機能が網羅されていること。
<試験項目に対する審査基準>		
4	試験項目の設計方法が明示されていること。	・別表2（例示）に示す形で、該当する品質特性に対する試験方法・試験設計方法の関係が記載されていること。
5	達成しなければならない業務を代表する機能の組合せだけでなく、利用者用文書に記載されている全ての機能が試験項目の対象とされていること。	別表1（例示）中に、利用者用文書中の機能が網羅されていること。
6	製品説明に要求文書が記述されている場合は、それが試験項目の対象に含まれていること。	別表3（例示）に示す形で、特定要求に関する試験が記載されていること。
7	機能分割を行った場合、その水準が明記されていること。	申請書中の機能分割の水準の記載を確認し、その記載内容と別表1（例示）の機能の一覧に一致性が認められること。
8	運用時にインストール作業が必要な場合、それが試験項目の対象に含まれていること。	インストール手順が試験項目の対象となっていること。
9	製品説明や利用者用文書に運用操作上の制限事項が記載されている場合は、それが試験項目の対象に含まれていること。	運用操作上の制限事項が試験項目の対象となっていること。

No.	審査基準項目	特記事項等
10	明らかな入力構文違反が含まれる場合、それが試験項目の対象に含まれていること。	入力構文違反が試験項目の対象となっていること。
11	利用者用文書に例示されている事例があれば、それが試験項目の対象に含まれていること。	利用者用文書中の例示項目が試験項目の対象となっていること。
10.3.2 パッケージソフトウェアの試験における合否判定基準		
1	合否判定基準には、客観的な基準を明記すること。	別表4（例示）に示す形で、試験設計方法と合否判定基準の関係が記載されていること。
2	製品説明や利用者用文書、品質要求事項などの参照先があればそれらについても同様に明記すること。	試験文書の審査全体を通じて確認する。
10.3.3 試験を実施するための環境		
1	試験を実施するためのハードウェア、ソフトウェアの構成が明示されていること。	申請書中に構成が記載されている、または試験計画書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
2	試験説明に記述されている環境要件に対し、環境の全構成を試験するよう計画されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書中に構成が記載されている、または製品説明中の該当箇所にその内容が記載されていること。 ● 試験説明と試験計画書の環境差異がある場合、試験説明の環境の全構成について、試験計画で網羅していること。
3	試験ツールを導入して実施する場合は、使用するツールを明記すること。	申請書中にツールが記載されている、または試験計画書中の該当箇所にその内容が記載されていること。
10.3.4 試験活動の管理項目		
1	試験活動の計画に対する下記の項目が記載されていること。 <必須項目> <ul style="list-style-type: none"> ● 日程 マイルストーン <任意項目> <ul style="list-style-type: none"> ● コスト ● 作業工程 ● 資源 人的資源 	申請書中の必須項目が記載されていること、および試験計画書中の該当箇所にその内容が記載されていること。

No.	審査基準項目	特記事項等
	動的資源	
10.4 試験説明に対する審査基準		
10.4.1 試験項目		
1	<p>試験説明で下記の項目が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一意の識別子 ● 試験項目の目的 ● 試験に対する入力データおよび試験の境界 ● 試験実行のための詳細な実行手順 ● 期待結果となる出力 ● 結果を解釈するための基準、結果が良いか悪いかを判断するための基準 ● (任意項目) 必要に応じ、試験計画に対する追加情報が記載されていること。 	<p>申請書中の各項目について、試験説明の該当箇所にその内容が記載されていること。</p> <p>(提出されている試験説明中の試験項目について、複数箇所をサンプリングして確認する)</p>
10.4.2 試験手順		
1	<p>個々の試験手順に下記が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 試験の事前準備 ● 試験の開始と実行手順 ● 試験結果の取得と記録 	<p>申請書中の各項目について、試験説明の該当箇所にその内容が記載されていること。</p> <p>(試験説明中の試験項目について、複数箇所をサンプリングして確認する)</p>
10.4.3 再試験		
1	<p>試験手順は再現性、反復性を考慮し、十分に詳細に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書中に記載されている考慮事項が、再現性、反復性を確保する上で妥当であること。 ● 試験説明の該当箇所がそのように記載されていること。
2	<p>不具合修正後に、関連する機能について再試験を行う手順が記載されていること。</p>	<p>申請書中に記載されている実施方法で、再現性のある再試験が実施可能であること。</p>
10.5 試験結果に対する審査基準		
10.5.1 試験実施報告		
1	<p>試験実施報告書には、全体概要が含まれていること。</p>	<p>申請書中に記載の該当箇所に、試験結果の全体概要が記載されていること。</p>
2	<p>試験実施報告書には、全ての試験項目が試験計画書に従って実行されたことが実証されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書中に記載の、試験計画書と試験結果の該当箇所から、全ての試験項目の計画に対して実行されたことの読

No.	審査基準項目	特記事項等
		<p>み取りが可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実行計画と実行結果に差異がある場合、その内容が記載されていること。
3	<p>個々の試験項目に対し、下記が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 試験項目の識別子 ● 試験実施日 ● 試験実施者 ● 発見された不具合の一覧と、対応する不具合報告書への参照項目 	<p>申請書中の各項目について、試験結果の該当箇所にその内容が記載されていること。</p> <p>(提出されている試験結果中の試験項目について、複数箇所をサンプリングして確認する)</p>
10.5.2 不具合報告		
1	<p>不具合報告は全体概要が含まれており、必要に応じて修正内容、再試験時の結果が含まれていること。</p>	<p>申請書中に記載の該当箇所に、不具合報告の全体概要が記載されていること。</p>
2	<p>個々の不具合報告に対し、下記が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不具合の識別子 ● ソフトウェアの識別子 ● 不具合の記述 ● 不具合が発生した試験項目の箇所 ● 不具合の性質 ● 不具合の修正内容 	<p>申請書中の各項目について、不具合報告の該当箇所にその内容が記載されていること。</p> <p>(提出されている不具合報告について、複数箇所をサンプリングして確認する)</p>
10.5.3 再試験		
1	<p>不具合に対し再試験が行われた場合は、試験結果に下記の事項が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検証の識別子 ● 検証日 ● 検証者の氏名 ● 検証に使用された試験項目 ● 検証結果 	<p>申請書中の各項目について、不具合報告に対する再試験結果の該当箇所にその内容が記載されていること。</p> <p>(提出されている試験結果について、複数箇所をサンプリングして確認する)</p>
10.5.4 試験結果の総合評価		
1	<p>試験実施報告書、不具合報告書から試験結果の総合評価が実施され、パッケージソフトウェアの適合性が評価されていること。</p>	<p>申請書中に記載の該当箇所に、試験結果の総合評価が実施され、パッケージソフトウェアの適合性評価が記載されていること。</p>

4.5. 別表

別表 1：試験対象と試験項目の関係

試験対象と試験項目の関連について、以下の項目を盛り込み、別表 1 の形式で試験の網羅性を示す。

- 製品が有する機能の一覧（表中の左側縦軸）
製品説明、利用者用文書、または機能仕様書等に記載されている機能
- 適合する品質特性・品質副特性の一覧（表中の上側横軸）
試験対象にできない品質特性があれば、その理由について、表外に記載する
- 試験項目文書の識別子（表中の機能と品質特性の交点）
識別子は、ひとつ以上の試験項目で構成される文書の識別子と、試験項目グループの識別子等を示す。（試験項目を一つずつ詳細に記述するものではない）
- 製品説明中の記載項目（表中の品質特性との交点（上側横軸）、および機能との交点（右側縦軸））
製品説明に記載されている機能や品質に関する記述
- 利用者用文書の章番号（表中の品質特性との交点（上側横軸）、および機能との交点（右側縦軸））
利用者用文書に記載されている機能や品質に関する記述

別表 2 : 試験設計方法と品質特性の関係

試験設計方法と品質特性の関連について、以下の項目を盛り込み、別表 2 の形式で示す。

- 試験項目の設計方法の一覧（表中の左側縦軸）
試験項目の設計で使用した観点の一覧（別表 2 に示すものは例であり、他の設計方法を使用している場合には、それを記載する）
- 適合する品質特性・品質副特性の一覧（表中の上側横軸）

別表 3 : 特定要求に関する試験

製品が満たすべき規制に関する要求事項を含む場合には、以下の項目を盛り込み、別表 3 の形式で示す。

- 特定の要求や規制に関する項目の一覧
要求書・規格書の項番およびその内容
- 試験項目文書の識別子
識別子は、ひとつ以上の試験項目で構成される文書の識別子と、試験項目グループの識別子等を示す。(試験項目を一つずつ詳細に記述するものではない)

別表3: 特定要求に関する試験

要求書・規格書の項番	内容	識別子
1	1.1	
	1.2	
	1.3	
2	2.1	
	2.2	

別表 4 : 試験と合否判定基準の関係

試験と合否判定基準の関連について、以下の項目を盛り込み、別表 4 の形式で示す。

- 試験項目の設計方法の一覧 (表中の左側縦軸)
試験項目の設計で使用した観点の一覧 (別表 2 に記したものと同一内容で良い)
- 合否判定基準
試験に対する合否判定の基準や方法

別表4: 試験と合否判定基準の関係

試験項目の設計方法 または 特定要求の試験		合否判定基準
機能試験	正常	
	例外	
	異常	
負荷試験	大容量	
	高頻度	
	...	

5. 審査実施にあたっての考慮事項

5.1. 審査レベルの検討

制度ガイドラインで示す影響レベルの考え方⁴を参考に、CSAJ にて審査レベルの策定を行った。PSQ 認証制度における審査レベルを表 5 に示す。

表 5 PSQ 認証制度における審査レベル

審査レベル	産業・経済影響レベル	利用者・国民影響レベル
4	我が国の産業への広範囲の影響	人間の生命の維持や健康に関わる影響、あるいは、当該利用者ならびに当該利用者以外への重大な影響（代替手段による影響軽減が困難な影響）、あるいは、国民への広範囲で重大な影響
3	当該産業に限定された影響、あるいは、当該企業以外の同一・類似産業への影響	人間の生命の維持や健康に関わる影響、あるいは、当該利用者への重大な影響に加え、当該利用者以外への軽微な影響（代替手段による影響軽減が容易な影響）
2	当該企業に限定された影響、あるいは、当該製品・システムを利用する事業以外の他事業への影響	人間の生命の維持や健康に関わらない影響、かつ、当該利用者に限定された重大な影響
1	当該製品・システムを利用する事業に限定された影響	人間の生命の維持や健康に関わらない影響、かつ、当該利用者に限定された軽微な影響
0	影響はない／ほとんど影響はない	影響はない／ほとんど影響はない

CSAJ では、パッケージソフトウェア製品の不具合等による影響が、産業・経済に対してどの程度の影響を与えるか（産業・経済影響レベル）、ということと、利用者・国民に対してどの程度の影響を与えるか（利用者・国民影響レベル）、という 2 つの視点から PSQ 認証制度における審査レベルを定義した。

審査レベルの数値の高いものほど影響が大きく、産業・経済影響レベルか、利用者・国民影響レベルのいずれかが該当する高いほうのレベルをその製品の審査レベルとする。

製品の不具合等による影響が、人間の生命の維持や健康に関わる製品は審査レベル 3、または審査レベル 4 となる。

⁴ 制度ガイドライン「3.5. 審査基準の策定と審査の実施 C) 影響レベル」(16 ページ) 参照

審査レベル 3 以上の製品は、現時点の PSQ 認証制度では厳密な審査が行えないため対象としない。なお、このレベルの製品には、既に法令等による規制や業界自主規制等の環境が整備され、国際的にも国内的にも整合が図られていることが多い。

人間の生命の維持や健康に関わらない製品は審査レベル 2 以下となる。PSQ 認証制度では、この審査レベルの製品を対象とする。以下に審査レベル 2 の具体例を示す。

● **財務会計ソフトウェア**

一般に、企業における財務会計には財務会計ソフトウェアが利用されていることが多いが、税務申告や決算発表の前には、監査役や会計士等による確認（会計監査・税務監査）があり、財務会計ソフトウェアの不具合等による影響が外部に及ぶことはないはずである。

したがって、利用者には重大な影響があるが、その事業または企業に限定された範囲となり、**審査レベル 2** となる。

なお、国税電子申告・納税システム（e-Tax）⁵のように計算結果が自動的に使用されるものは対象外とする。

● **CAD⁶ソフトウェア**

CAD ソフトウェアは、計算結果をそのまま設計等に使用するものではなく、作図が主たる目的である。CAD ソフトウェアによる図面を元に建築を行う場合には、建築士等による確認（審査）を受ける必要があり、直接的に他事業へ影響を及ぼすものではない。

したがって、利用者には重大な影響があるが、その事業または企業に限定された範囲となり、**審査レベル 2** となる。

なお、CAM⁷ソフトウェアのように、計算結果が指示として NC⁸加工機等の機器に直接使用されるものは対象外とする。

⁵ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

⁶ コンピュータ支援設計（Computer Aided Design）のこと

⁷ コンピュータ支援製造（Computer Aided Manufacturing, Computer Assisted Manufacturing）のこと

⁸ 数値による工作機械の制御方法（Numerical Control, CNC: Computer Numerical Control）

5.2. 審査レベルの審査への適用

PSQ 認証制度では、認証の取得を希望する事業者（申請者）による情報を元に、審査レベルを確定し、審査レベルに応じた方法で審査を行う。

事業者（申請者）による情報とは、以下のものである。

- 製品の名称と版数（バージョン）
- 製品の想定利用者
- 製品の想定利用目的
- 製品の想定利用状況
- 製品の利用に関する制約条件等
- 審査レベル

審査レベルと審査方法の関係は表 6 のようになる。

表 6 審査レベルと審査方法の関係

審査レベル	審査方法
4	(PSQ 認証制度の対象外)
3	(PSQ 認証制度の対象外)
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の全機能について、製品説明と利用者用文書の確認を行う ● 製品の重要機能全てについて、製品説明と利用者用文書、試験文書の確認を行う
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の全機能について、製品説明と利用者用文書の確認を行う ● 製品の重要機能のうち審査機関が必要と認めるものについて、製品説明と利用者用文書、試験文書の確認を行う
0	(審査を行わない)

5.3. 審査の実施項目

審査機関の実施項目を以下に示す。

1. 申請者（一般には供給者）からの以下の申告内容を確認（申告内容が適切かの確認を含む）する。
 - 対象製品・システムと当該製品・システムの品質目標
審査対象となる製品・システムを特定し、その製品・システムが達成すべき品質目標の明確化を行う。
 - 対象製品・システムの想定利用者、想定利用目的、想定利用状況、制約事項等
審査対象となる製品・システムは、どういった利用者が、どういった目的と状況で利用することが想定されているのか、また、利用にあたっての制約があればそれらの明確化を行う。
 - 制度に影響レベルを設定する場合、対象製品・システムの不具合等に起因する影響が相当する影響レベル
審査対象となる製品・システムに、不具合等が生じた際に、その不具合に起因する影響が、予め定義された影響レベルのどれに相当するかの明確化を行う。
2. 制度の要求に従い、適用する審査内容や審査方法（サンプリング方法、評価手法等）を決定する。
専門性の高い技術の検証や専門性の高い検証技術が必要な場合には、それらの審査が自らの組織でできるか検討し、できない場合は他の検証組織の利用を決定する。
3. 審査計画を立案する。
4. 審査の対象となるもの、審査に用いる証拠資料等を確認／受領する。
5. 審査を実施する（書類審査、製品・システム審査、試験・検証、現地審査、ヒアリング等）。
6. 審査結果をまとめる。

6. 参考資料

6.1. JIS X 25051 について

JIS X 25051:2011 は、国際標準 ISO/IEC 25051:2006⁹に対応した日本工業規格（JIS 規格）であり、ISO/IEC 25051 は ISO/IEC 25000 シリーズ¹⁰の一つである。

ISO/IEC 25000 シリーズは、ソフトウェアの品質モデルに関する国際標準（ISO/IEC 9126 シリーズ¹¹）と、ソフトウェアの品質評価に関する国際標準（ISO/IEC 14598 シリーズ¹²）との統合・再編成を行っているものである（再編成の作業は現在も続いている）。図 3 に ISO/IEC 25000 シリーズの構成を示す。



図 3 ISO/IEC 25000 シリーズの構成

JIS X 25051 では、この JIS X 25000 規格類（ISO/IEC 25000 シリーズ）を COTS（Commercial Off-The-Shelf）に適用するための以下の事項を規定している。

- COTS ソフトウェア製品の品質要求事項
- COTS ソフトウェア製品の試験のための試験文書の要求事項
- COTS ソフトウェア製品の適合性評価への指示

⁹ Software engineering -- Software product Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) -- Requirements for quality of Commercial Off-The-Shelf (COTS) software product and instructions for testing

¹⁰ SQuaRE (Software product **Q**uality **R**equirements and **E**valuation) シリーズとも呼ばれる。

¹¹ JIS では、JIS X 0129 規格類が対応する。日本工業規格になっていない国際規格、技術仕様書及び技術報告書を含めて、規格全体を総称する場合は、“規格類”と呼ぶ。JIS X 0129 規格類は、JIS X 0129-1, ISO/IEC TR 9126-2, ISO/IEC TR 9126-3, ISO/IEC TR 9126-4 の総称である。(JIS X 25000:2010)

¹² JIS では、JIS X 0133 規格群が対応する。日本工業規格では、部で構成する規格がある場合、この部編成の規格全体を総称して、“規格群”と呼ぶ。JIS X 0133 規格群は、JIS X 0133-1, JIS X 0133-2, JIS X 0133-3, JIS X 0133-4, JIS X 0133-5, JIS X 0133-6 の総称である。(JIS X 25000:2010)

COTS とは、この規格では「商用既製」と訳され、既製の、単体での流通と利用が可能なソフトウェアと理解されており、受託開発や SI (System Integration) のような特定用途・特定企業等に向けて開発されるソフトウェアの対義語として取り扱われている。

パッケージソフトウェアとは、元々は特定の業種または業務向けに汎用的に使用されるソフトウェアを示していたが、現在では、特定の業種や業務によらない汎用のソフトウェアも含まれると考えられるようになっており、COTS の一種と見ることができ¹³。

¹³ COTS の例としては、次のものがあるが、これらに限定するものではない。テキストプロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、グラフィックスパッケージ、技術用、科学用又は実時間組込み機能用のソフトウェア（例えば、実時間オペレーティングシステム又は航空機用・通信用ローカルエリアネットワーク）、現金自動支払機、両替機、人材管理ソフトウェア、販売管理、及びウェブサイト・ウェブページを生成するウェブソフトウェア。（JIS X 25051:2011）

6.2. 参考文献

本書の参考文献を以下に示す。

- [1] 製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性・安全性等に関する品質説明力強化のための制度ガイドライン（通称：ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン）
（独立行政法人情報処理推進機構 2013年6月12日公開）
<http://www.ipa.go.jp/sec/reports/20130612.html>
- [2] パッケージソフトウェア品質認証制度 申請者ガイドブック
（一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 パッケージソフトウェア品質基準委員会 2013年6月12日公開）
<http://www.csaj.jp/psq/>
- [3] JIS X 25051:2011 ソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－商用既製（COTS）ソフトウェア製品に対する品質要求事項及び試験に対する指示
対応国際規格：ISO/IEC 25051:2006, Software engineering - Software product Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Requirements for quality of Commercial Off-The-Shelf (COTS) software product and instructions for testing
- [4] JIS X 25000:2010 ソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－SQuaRE の指針
対応国際規格：ISO/IEC 25000:2005, Software engineering - Software product Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Guide to SQuaRE
- [5] JIS X 25030:2012 ソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－品質要求事項
対応国際規格：ISO/IEC 25030:2007, Software engineering - Software product Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality requirements
- [6] JIS X 0129-1:2003 ソフトウェア製品の品質－第1部：品質モデル
対応国際規格：ISO/IEC 9126-1: 2001, Software engineering - Product quality - Part 1: Quality model

6.3. 審査基準策定メンバ

本審査基準は、2012 年度 統合系システム・ソフトウェア信頼性基盤整備推進委員会のもとで、以下のメンバにより策定を行った。（敬称略、順不同）

藤井 洋一	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
前川 徹	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
原 洋一	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
鈴木 啓紹	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
佐藤 徳尚	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会／日本ナレッジ株式会社
末田 信	一般社団法人 IT 検証産業協会
佐々木 方規	一般社団法人 IT 検証産業協会／株式会社ベリサーブ
冬川 健一	一般社団法人 IT 検証産業協会／株式会社ベリサーブ
込山 俊博	日本電気株式会社／ISO/IEC JTC 1 ¹⁴ /SC 7 ¹⁵ /WG 6 ¹⁶ 委員
山本 修一郎	国立大学法人名古屋大学／システム開発文書品質研究会 ¹⁷
鱗原 晴彦	株式会社 U'eyes Design／特定非営利活動法人人間中心設計機構 ¹⁸
高木 哲哉	東京システムハウス株式会社
日野 和麻呂	株式会社オービックビジネスコンサルタント
宮原 真次	富士通株式会社

¹⁴ 情報技術の標準化を扱う ISO と IEC による第一合同技術委員会（JTC : Joint Technical Committee）

¹⁵ JTC 1 の下でソフトウェア・エンジニアリングの標準化作業を行う専門委員会（SC : Sub Committee）

¹⁶ JTC 1/SC 7 の中の ISO/IEC 25000 シリーズに対応した作業部会（WG : Working Group）

¹⁷ ASDoQ、任意団体（技術者団体）、<http://asdoq.jp/>

¹⁸ HCD-Net、<http://www.hcdnet.org/>